

山梨県立大学図書館複写取扱要領

(平成22年4月1日制定 図書第7001-1-1号)

(目的)

第1条 この要領は、山梨県立大学図書館利用要項第11条の規定および著作権法（昭和45年法律第48号）に基づき、図書館の複写取扱に関し、必要な事項を定める。

(複写を行える資料の範囲)

第2条 この要領により複写を行える資料の範囲は次の各号に掲げる資料とする。ただし、図書館長が特に指定したものは除く。

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) パンフレット類
- (4) その他

(利用者の範囲)

第3条 第2条に定める資料（以下「複写可能資料」という。）を複写できる者は、山梨県立大学図書館規程第6条に該当する者及び図書館長が認めた者とする。

(資料の複写)

第4条 第3条に定める者（以下「利用者」という。）が、複写可能資料の複写を行う場合は、複写申込書（第5号様式）に所定の事項を記入の上、職員の手配に従わなければならない。

- 2 複写を職員が行う場合の複写料金は本学の教職員及び学生においては、1枚当たりモノクロ20円、カラー40円とし、それ以外の利用者においては、1枚当たりモノクロ35円、カラー100円とする。ただし、大学等連携推進法人たる一般社団法人大学アライアンスやまなしのもとに連携する大学（以下「連携大学」という。）の教職員及び学生においては複写料金を1枚当たりモノクロ20円、カラー40円とする。

(複写依頼受付)

第5条 他の図書館等から複写可能資料の複写申し込みがあったときは、本学の教育及び研究に支障のない範囲において、これに応じるものとする。

- 2 複写可能資料の複写並びに複写した資料の送付に要する経費は、原則として依頼館等の負担とする。この際の複写料金は1枚当たりモノクロ35円、カラー100円とする。ただし、連携大学の図書館からの受付の場合、複写料金を1枚当たりモノクロ20円、カラー40円とし、送付に要する経費は本学図書館の負担とする。

(他の図書館等への複写申込)

第6条 本学の教職員及び学生が、他の図書館等が有する資料の複写を希望するときは、本学図書館をとおして複写を申し込むことができる。

- 2 利用する資料の範囲及び経費は申込先の定めに従うものとし、資料の複写並びに複写した資料の送付に要する費用は原則として依頼者の負担とする。ただし、連携大学の図書館への依頼の場合、送付に要する経費は申込先図書館の負担とする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。